ロ　最高速度20km／h未満の自動車に備える走行用前照灯は、イの規定にかかわらず、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。

ハ　走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第４改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則6.、協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則6.及び協定規則第113号改訂版補足第４改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則9.3.、協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則10.2.及び協定規則第113号改訂版補足第４改訂版の規則9.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）に限る。）に定める基準及び協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第４改訂版の規則5.3.1.及び5.4.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則5.3.1.2.及び協定規則第113号改訂版補足第４改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

第四十一条第一項中「二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km／ｈ未満の大型特殊自動車並びに農耕作業用小型特殊自動車」を「除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km／ｈ未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」に、「、前項第一号」を「、前項第二号イ」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「カタピラ及びそりを有する軽自動車」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

一　除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方10ｍの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の３下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は1灯につき10,000cd以上であること。

同条第四項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　すれ違い用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号及び第三号に掲げるものを除く。）に備えるすれ違い用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準又は協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則6.及び協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則9.3.及び協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則10.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.4.及び5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）及び5.8.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則5.8.4.及び協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則5.3.1.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　最高速度20km／h未満の自動車（次号に掲げるものを除く。）、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40ｍ（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあっては、15ｍ）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

ロ　最高速度20km／h未満の自動車であってその光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備えるものにあっては、すれ違い用前照灯は、イの規定にかかわらず、すれ違い用前照灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

ハ　すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色であること。

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第４改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版6.、協定規則第112号改訂版補足第５改訂版6.及び協定規則第113号改訂版補足第４改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版9.3.、協定規則第112号改訂版補足第５改訂版10.2.及び協定規則第113号改訂版補足第４改訂版9.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.4.及び5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）及び5.8.に限る。）に定める基準及び協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第４改訂版の規則5.3.1.及び5.4.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則5.3.1.2.並びに協定規則第113号改訂版補足第４改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

第四十一条第七項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第十二項中「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」の下に「の規則」を加え、「（5.3.1.及び5.3.2.を除く。）」を「（5.3.2.1.、5.3.2.2.、5.3.3.及び5.3.4.を除く。）」に、「、適用しない」を「適用しない」に、「5.3.1.1.」を「5.3.2.1.」に改め、同条第九項及び第十項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。